

事 務 連 絡
平成 27 年 9 月 18 日

各都道府県障害福祉主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

障害保健福祉分野の事務に係る特定個人情報保護評価の適切な実施について

標記の件について、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 27 条の規定に基づく特定個人情報保護評価を実施しなければならないこととされていますが、障害保健福祉分野の事務に係る特定個人情報保護評価書が未だ公表に至らない地方公共団体も存在することから、改めて当該特定個人情報保護評価についての留意点を通知します。

貴団体において、当該特定個人情報保護評価を実施していない場合は適切に評価を実施するとともに、管内の市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。）における番号制度の導入に向けた準備が円滑に実施されるよう、特定個人情報保護評価の実施に関する周知や助言等、必要な措置を講じていただきますよう、宜しくお願いいたします。

記

1 特定個人情報保護評価の実施期限

特定個人情報保護評価は特定個人情報ファイルを保有する前に実施する必要がある、平成 28 年 1 月に個人番号の利用を開始するためには、遅くとも平成 27 年 12 月末までに特定個人情報保護評価書が公表されている必要があります。

また、平成 27 年 10 月 5 日から個人番号の通知が開始されますが、既に保有

している社会保障関係情報と住民基本台帳とを突合すること等により特定個人情報ファイルを保有する場合にあつては、当該ファイルを保有する前に特定個人情報保護評価書が公表されている必要があります。

なお、全項目評価が義務付けられる場合、住民等からの意見聴取の期間を30日以上確保することや、第三者点検を受けることから、これらに要する期間を考慮して、評価の実施時期について計画する必要があることにご留意ください。

ご参考までに、特定個人情報保護評価指針の解説(特定個人情報保護委員会)の評価の実施時期に係る部分の抜粋を添付します。(別添参照)

2 特定個人情報保護評価書の提出及び公表

特定個人情報保護評価書の特定個人情報保護委員会への提出については、マイナンバー保護評価システムを使用して行うこととなります。

また、特定個人情報保護評価書の公表については、マイナンバー保護評価システムで公表していただくとともに、各団体のホームページでも公表していただくようお願いします。

別添

特定個人情報保護評価指針の解説 (抜粋)

平成 26 年 4 月 20 日

(平成 26 年 11 月 11 日改正)

特定個人情報保護委員会

この解説は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 26 条第 1 項に基づく特定個人情報保護評価指針に関して問合せの多い事項について、特定個人情報保護委員会事務局で回答した事例等のうち特定個人情報保護評価を実施するに当たり参考となるものの要旨を掲載したものです。

この解説は、必要に応じて更新することを予定しています。

第6 特定個人情報保護評価の実施時期

1 新規保有時

行政機関の長等は、特定個人情報ファイルを新規に保有しようとする場合、原則として、当該特定個人情報ファイルを保有する前に特定個人情報保護評価を実施するものとする。ただし、規則第9条第2項の規定に基づき、災害が発生したときの対応等、特定個人情報保護評価を実施せずに特定個人情報ファイルを保有せざるを得ない場合は、特定個人情報ファイルの保有後可及的速やかに特定個人情報保護評価を実施するものとする。

(1) システム用ファイルを保有しようとする場合の実施時期

ア 通常の場合

規則第9条第1項の規定に基づき、システムの要件定義の終了までに実施することを原則とするが、評価実施機関の判断で、プログラミング開始前の適切な時期に特定個人情報保護評価を実施することができる。

イ 委員会による承認が必要な特定個人情報保護評価の場合

規則第9条第1項の規定に基づき、システムの要件定義の終了までに実施することを原則とするが、要件定義の終了までに実施することが困難な場合は、委員会とあらかじめ協議の上、実施時期を決定することができる。

ウ 経過措置

この指針の適用の日から6月を超えない範囲でシステムの開発におけるプログラミングを開始する場合は、プログラミング開始後、特定個人情報ファイルを保有する前に特定個人情報保護評価を実施することができる。

(2) その他の電子ファイルを保有しようとする場合の実施時期

事務処理の検討段階で特定個人情報保護評価を実施するものとする。

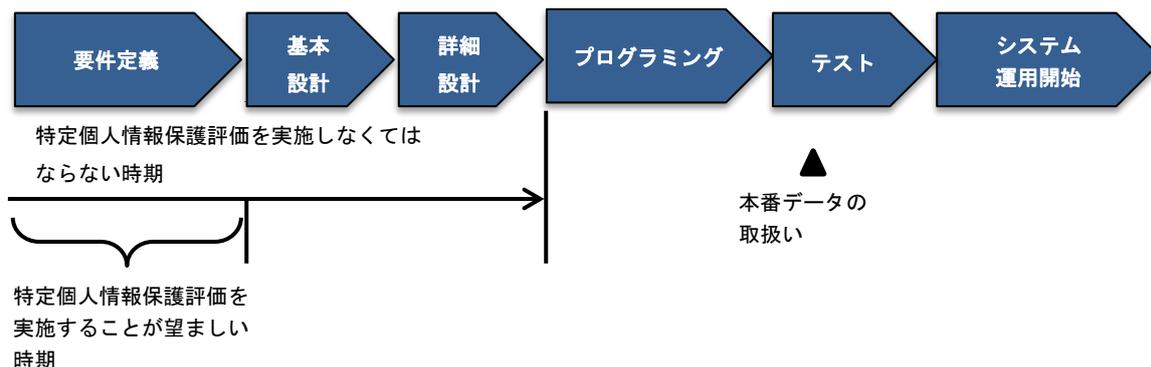
(解説)

特定個人情報保護評価の結果を受けて、当初予定していた特定個人情報ファイルの取扱いやシステム設計を変更しなければならない場合も十分想定されることから、対応に要する時間を考慮して、特定個人情報保護評価は、特定個人情報ファイルを保有する直前ではなく、十分な時間的余裕をもって実施する必要があります。

特定個人情報保護評価の望ましい実施時期は、次の図表を参照してください。

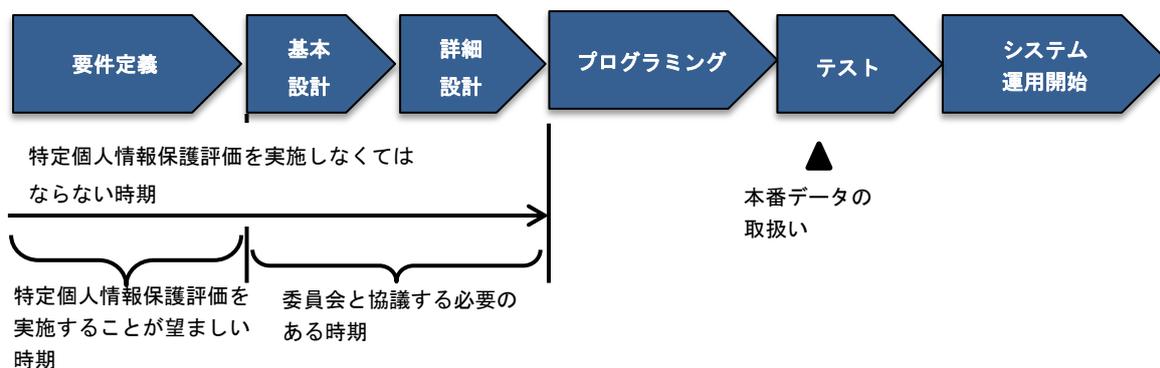
1. システム用ファイルに係る実施時期（委員会の承認が必要でない特定個人情報保護評価書）

- ・ システム要件定義の終了までに特定個人情報保護評価を実施することが望ましいと考えられます。
遅くともプログラミング開始前の適切な時期に特定個人情報保護評価を実施する必要があります。



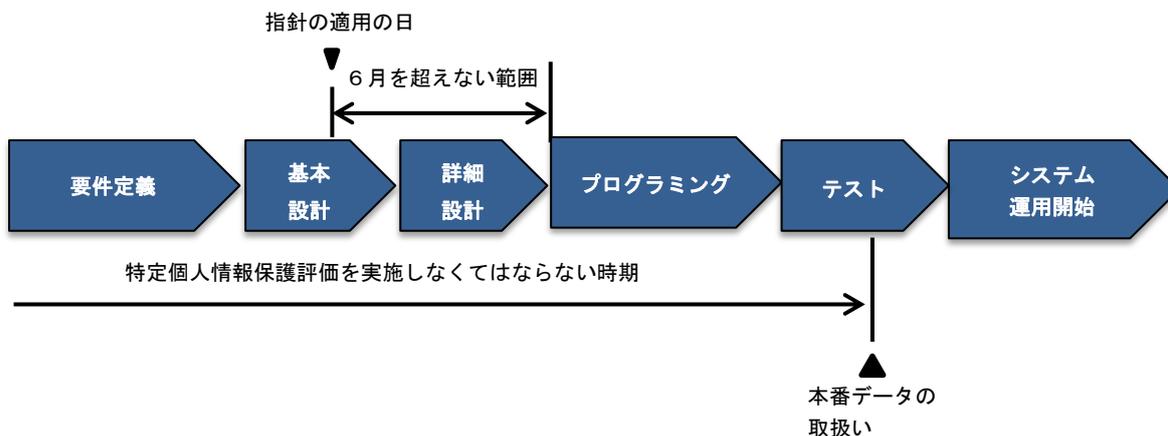
2. システム用ファイルに係る実施時期（委員会の承認が必要な特定個人情報保護評価書）

- ・ システムの要件定義の終了までに特定個人情報保護評価を実施することが望ましいと考えられます。
遅くともプログラミング開始前の適切な時期に特定個人情報保護評価を実施する必要がありますが、基本設計又は詳細設計段階で特定個人情報保護評価を実施したい場合は、委員会と事前に協議することが求められます。



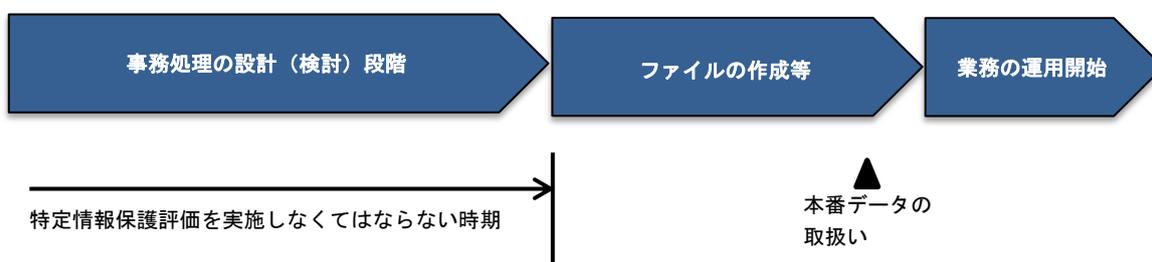
3. システム用ファイルに係る実施時期の経過措置

- 指針の適用日から6月を超えない範囲でシステム開発におけるプログラミングを開始する場合は、プログラミング開始後、特定個人情報ファイルを保有する前までに実施する必要があります。



4. その他の電子ファイルを保有しようとする場合の実施時期

- 事務処理の検討段階で特定個人情報保護評価を実施する必要があります。



Q第6の1-1

番号法第27条第1項では「特定個人情報ファイルを保有する前に…(評価書)を公示し」とあり、規則第9条第1項では、法第27条第1項の規定による評価書の公示・基礎項目評価書の提出・重点項目評価書の提出・規則第7条第1項の規定による公示を行う時期が規定されていますが、これらの規定により定められる時期までに、「公示」や「提出」のみを行えばよいということでしょうか。

(A)

- 番号法第27条においては、特定個人情報保護評価の手续として、評価書の公示、委員会による評価書の承認、評価書の公表という一連の手续が定められています。同条第1項では「特定個人情報ファイルを保有する前に…(評価書)を公示し」と規定されていますが、これは、特定個人情報ファイルを保有する前に評価書の公示さえ行えばよいという意味ではなく、特定個人情報ファイルを保有する前に評価書の公示、委員会による評価書の承認、評価書の公表という一連の手续を行わなければならないということの意味しています。
- 規則第9条第1項においては公示の時期が規定されていますが、番号法と同様に解し、①評価書に係る特定個人情報ファイルが電子情報処理組織により取り扱われるものであるときは、特定個人情報ファイルを取り扱うために使用する電子情報処理組織を構築する前に、評価書の公示、委員会による評価書の承認、評価書の公表という一連の手续を行わなければならない、②評価書に係る特定個人情報ファイルが電子情報処理組織により取り扱われるものでないときは、特定個人情報ファイルを取り扱う事務を実施する体制その他事務の実施に当たり必要な事項の検討と併せて、評価書の公示、委員会による評価書の承認、評価書の公表という一連の手续を行わなければならない、ということの意味しています。基礎項目評価書の提出・重点項目評価書の提出・規則第7条第1項の規定による公示についても、同様に解します。

Q第6の1-2

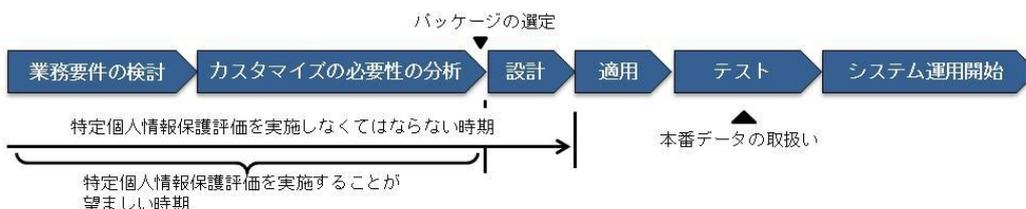
特定個人情報ファイルを取り扱う事務において、パッケージシステムをノンカスタマイズで適用する場合、特定個人情報保護評価はいつまでに実施すればよいのでしょうか。

(A)

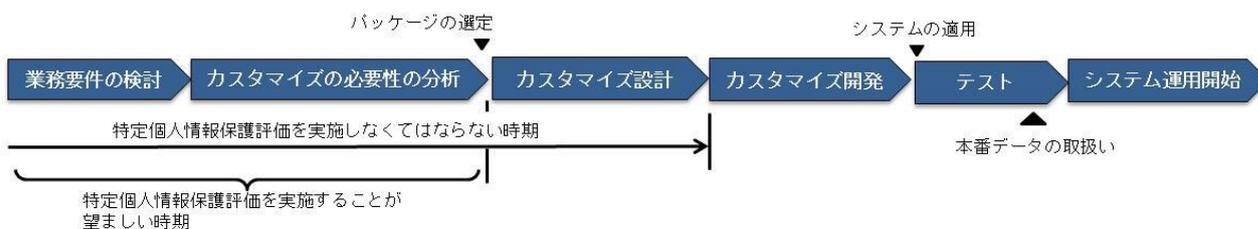
- 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において、パッケージシステムを適用する場合、業務要件の検討やカスタマイズの必要性の分析を行う時期がいわゆる要件定義の時期に当たります。
検討の結果、カスタマイズは行わず、そのままパッケージシステムを適用するこ

とにした場合、その後、パラメータ設計や環境設計、移行設計等の「設計」を行い、システムを稼働させるサーバー等へパラメータ設定等の「適用」が行われます。

この「適用」によりサーバー等に直接的に変更を加えることとなりますので、プログラミングに相当するものとして、システムへの適用を実施する前までに特定個人情報保護評価を実施することになります。次の図表を参照してください。



- なお、パッケージシステムをカスタマイズする場合は、次の図表のとおり、カスタマイズ開発を実施するまでに特定個人情報保護評価を実施する必要があります。



Q第6の1-3

単年度中に設計・プログラミングが完了するようなシステムや大規模システムについても、要件定義の終了までに特定個人情報保護評価を実施するべきでしょうか。

(A)

- システムの要件定義の終了までに実施することが原則となりますが、システムの実情に照らし、基本設計の段階等で実施することが望ましいと考えられるものについては、特定個人情報保護評価が可能なシステムの詳細が決定されているか、特定個人情報保護評価の結果を反映しても、コスト増・スケジュール遅延につながる時期かなどを十分に踏まえた上で、プログラミング開始前の適切な時期に特定個人情報保護評価を実施することも考えられます。

Q第6の1-5

個人番号を利用するためのシステム改修の後に情報連携のためのシステム改修を行い、それぞれシステム改修の時期が異なる場合、特定個人情報保護評価の実施はどのようにすればよいのでしょうか。

(A)

- 特定個人情報保護評価は特定個人情報ファイルを保有しようとする事務に対して実施します。当該事務で個人番号を利用するためのシステム改修と情報連携のためのシステム改修を行う場合、当該事務に対する特定個人情報保護評価は双方のシステム改修を踏まえる必要があります。
- 特定個人情報保護評価の実施時期は、当該事務で最初に特定個人情報ファイルを保有しようとする時期である、個人番号を利用するためのシステム改修におけるプログラミング開始前となります。

その際に、情報連携のためのシステム改修の内容を踏まえた特定個人情報保護評価を実施できれば、まとめて行うことが可能ですが、その時点において、情報連携のためのシステム改修の概要が決定していない場合や、その後変更になった場合には、情報連携のためのシステム改修の内容が判明した時点で、個人番号を利用するためのシステム改修の前に実施した特定個人情報保護評価書について、修正箇所がある場合は修正、重要な変更該当する場合には評価を再実施する必要があります。

Q第6の1-6

指針第6の1(1)ウで定められた経過措置の場合、特定個人情報ファイルを保有する前に特定個人情報保護評価を実施することが求められますが、運用開始前までに実施すればよいのでしょうか。それともテストの段階までに実施する必要があるのでしょうか。

(A)

- 経過措置適用の場合における特定個人情報保護評価の実施時期は、テストの段階で特定個人情報ファイルを保有するか否かによって異なります。
- 特定個人情報ファイルとは、①個人番号そのものをその内容に含む個人情報ファイル、②個人番号そのものを含まないものの、個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む個人情報ファイルをいいます(番号法第2条第9項)。②とは、例えば、情報提供ネットワークシステムを使用した情報提供の求め又は情報提供の際に用いられる符号や個人番号を部分的に修正したもので、個人番号と1対1で対応するものなどを含む個人情報ファイルをいいます。
- したがって、テストデータに個人番号そのものが含まれている場合は、テストデ

ータであっても、当該データは特定個人情報ファイルに該当しますので、当該データを保有する前に特定個人情報保護評価を終わらせる必要があります。

- テストデータとしてダミーの番号を用いる場合は、当該ダミーの番号が、個人番号と全く関係ないものであれば、特定個人情報保護評価の対象とはなりません。一方、ダミーの番号が上記②に該当する場合には、当該データは特定個人情報ファイルに該当しますので、このような場合には、当該データを保有する前に特定個人情報保護評価を終わらせる必要があります。

Q第6の1-7

経過措置の場合、特定個人情報保護評価の結果はどのように扱えばよいのでしょうか。

(A)

- 特定個人情報保護評価を実施した結果、問題が発見された場合はシステム設計を変更することも考えられますが、それに限られず運用面での対応などを行うことも考えられます。